



栃賃審発第 12 号
令和 7 年 10 月 8 日

栃木労働局長
川 口 秀 人 殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長 藤 井 亮 二

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 21 日付け栃労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ 目視による部品の選別又は検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,104 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日